

## 第3回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成19年8月7日(月) 午後2時10分から午後5時00分まで

(2) 場 所 県庁本庁舎2階 第一特別委員会室

(3) 出席者

#### ア 委員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 江川和弥 小川静子 北川圭子 杉山元治

田崎由子 常松明男 羽田則男 松野義廣 森岡幸江

#### イ 県側

総務部政策監 入札改革参事 入札改革主幹 入札改革主幹 出納局総務管理主幹

県北農林事務所農村整備部長 県中農林事務所次長

喜多方建設事務所主幹兼次長兼総務部長 南会津建設事務所主幹兼事業部長

警察本部会計課課長補佐 外 各発注機関担当者

(4) 次第

#### ア 開会

#### イ 議事

##### (ア) 審議事項

a 入札参加資格制限の見直しについて

b 抽出案件について

c 建設関係団体等からの意見聴取について

##### (イ) 報告事項

a 県発注工事の入札等結果について

b 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

c 抽出案件審議の際に出された入札制度に対する意見について(課題の整理)

##### (ウ) 各委員の意見交換

##### (エ) その他

#### ウ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札改革主幹】

定刻となりましたので、ただいまから第3回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

それでは議事の進行につきまして、清水委員長よりよろしくお願いいたします。

#### 【清水委員長】

それでは、審議に入ります。

今日は御覧のと通りの議題ですが、その中の抽出案件の審議につきましては、非公開にした方が良いという意見がありましたら、お知らせください。

(特に意見なし)

前回同様、公開ということによろしゅうございますか。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。

審議事項のア「入札参加資格制限の見直しについて」、これは前回からの継続となっている案件でございます。

議論のまとめと新たな提案ということで、事務局の方から御説明願います。

#### 【入札改革参事】

(資料1により説明)

#### 【清水委員長】

前回いろんな意見が出て、結論は次回にということになったわけです。

改めて意見を踏まえて、事務局の方からこういう風にしてはどうかというたたき台を出していただきました。

御意見をいただきたいと思えます。

【江川委員】

「適用対象事業者数を限定し「やり得」を認めないこと、適用数を3者に限定し」とありますが、3者の根拠は何ですか。

【入札改革参事】

公正取引委員会の課徴金減免制度においては早い者から3番目までしか認められないということで、それに倣って早く申告した者から3番目まで認めるということです。

【清水委員長】

オリンピックもメダルは3つまで。

特に、理屈があるわけではないと思います。

ほかに、いかがですか。

前回、どうもバランスを欠くとおっしゃっていた松野さんどうですか。

【松野委員】

(2)につきましては、前回の意見を集約していただいて、良い形に集約していただいたかなとは思いますが、ただで刑事告発、逮捕又は公訴提起されたときに24か月でガツンになってしまうのが良いのかどうか。私はどうしても18か月というところでワンクッションおいて、判決が決まった時点で、その後それなりの措置期間というものを考えていった方が良いのではないかという、緩やかな考え方でございます。

【清水委員長】

それは、起訴された時点ではなくて、刑が確定した時点で良いのではないかということですか。

大学でも学生を処分する時に、学生が犯罪を犯して起訴された時点で処分するというルールになっているんです。無罪になる可能性もありますが、起訴された時点で一定の判断をするという、そういう仕組みを取っているんです。

そこは弁護士の岩淵さんどうですか。

まだ、はっきりしていないのではないかという見方だと思いますが。

【岩淵委員】

ただ、こういう談合というのは、そもそも認定するのが難しい案件が多いので、そこで起訴されるということになると、それなりに相当の証拠が出て間違いないことではないとなかなか起訴できないと思いますので、やむを得ないかなという気はします。

そう無罪になるということはないのではないかと思います。

談合を認定するのが非常に難しいんじゃないかと思いますので、相当の証拠で確実だというものではないとやはり起訴というのは難しいのではないかという気がしてます。

だからこの程度はやむを得ないかなと思ってます。

【清水委員長】

それからもう一つ私の方からお尋ねしたいんですけど、24か月とか18か月とかになってまして、最長24か月とか、24か月以下とかということになってないわけですよね。

実際談合が行われる時に、主導的にそれをリードする立場になる業者と心ならずも巻き込まれるという業者と、いろんなケースがあると思います。

実際に裁判になった時に量刑に差がつくわけです。この委員会が参加資格制限をする場合には、そういう観点というものは全くとる必要はないということになりましょかね。そこはいかがですか。

24か月以下とか最長18か月とかいうやり方は取ってとらなかつたと解釈してよろしいですか。行政サイドとしては。

【入札改革参事】

そうです。

【清水委員長】

それは特に理由があるのですか。

【入札改革主幹】

今現在の規定ですと、4ページの一番上の行に記載がございまして、県発注工事で談合があった場合には最長の24か月。あるいは公取の排除措置命令、課徴金納付命令の場合は18か

月。その他には、例えば、県内において県発注工事以外であった場合は、これより短い期間。県外で、県に全く関係のないところでの工事でそういうことがあった場合には、それより短い期間というような段階的な差は設けてございます。ただ、同じ1つの談合事件に関わった人達の間で、首謀、主犯格とか同調しただけということの認定がどこまで我々のところで行えるのかという問題もございまして、同じくやったのであれば、同じ対応をせざるを得ないということで、こういう措置になったものと考えてございます。

【清水委員長】

今、説明のあったのは資料の4ページに書いてあることです。

そのほか、いかがでしょう。

【小川委員】

前回の談合調査で業者さんからヒアリングを行いましたけれど、かなり談合と認定するのが難しい。先ほど清水先生がおっしゃったように中心的な役割を担ってやる方と仕方なく引きずられて入ってしまう方と立場上いろいろあると感じるところもありますので、我々委員会がいわゆる刑法上の談合に当たるかどうかということを認定するのは今言ったように難しい。競争妨害、つまり公正性を欠くことがあったからということになるのかと思いますが、そうなったからといっていきなり一律18か月を適用してしまうというのも、厳しいなという感じもいたします。

それと今の状況からすれば、18か月指名停止となった場合に、業者の方が生き残っていけるのか。銀行も指名停止をされたら取引してくれなくなると思いますし、いろいろ厳しいのではないかと。そういった場合に、関わった8者とか10者とか全員18か月指名停止という形で決めてしまうのは、私はちょっとかなり厳しいなという感じはします。

【清水委員長】

会津でヒアリングをした時に、1年停止になったら倒産する。半年も保たないというのは業者から出ましたので、18か月ないし24か月ということで資格停止をすれば、事実上会社を潰すということにもなるという数字であるとは思いますが。

談合というのはそれ位厳しい処罰の対象となるんだということを認識させるという意味では、アメリカやフランスはもっと厳しいんだという意見もありますし、意味はあるんだとは思いますが、現実には重い判断になるとは思いますが。

巻き込まれるというケースも含めて全部一律ということですから。だから、小川さんの意見は、例えば18か月以内とかいう風にした方がいいんじゃないかという意見ですかね。

【安齋委員】

(2)と(3)を絡めて考えればいいんじゃないかと思います。

談合自体は犯罪なので18か月で処分しちゃう。その代わり心ならずとも談合に参加させられた方は、どうぞ情報を提供してくださいと。そうすると100%で期間が0とか調査着手後では2分の1で例えば9か月とかになりますので、アメとムチを2つ噛み合わせれば、18か月以内とか書かなくても、とりあえず良いと。

また、我々、強い態度で臨んでいるということをやらないと抑止効果にならないと思うんです。

実際、こうなのかなという感じはあっても、物的証拠でも提出してもらえると助かるんですが、向こうの説明がないとなかなかそういうのは難しいと思いますので、いずれにしても、(2)と(3)を絡めてやれば私はできると思います。

【岩淵委員】

安齋さんと同じ考えなんですけれど、たぶん、状況によって分けるというのは、どういう風にするのかというのが、非常に難しいと思います。

例えば、その人が6か月が妥当なのか10か月が妥当なのかということを考えるのは、非常に難しい。

この部分ではそうだけれどもほかの部分ではどうかとか、そういういろいろなもの考えるならば、談合に加わっちゃった人は、それはもう悪なんだから、それでわかっちゃったら諦めて18か月か24か月で覚悟しなさい。それが嫌だったら談合はやらないでくださいということとやるしかないと思います。

【清水委員長】

ここは、判断だと思います。

私も小川さんの言うことと気持ち的には一致しているんですけど、技術的に難しくなっちゃうんですね。

いかがですか。杉山さん。

【杉山委員】

前回は私は原案通りということで申し上げたんですけど、岩淵委員や安齋委員が言うように、目的が談合はしちゃいけないんだということを知らしめることだと考えると、これは当然じゃなからうかと。

もし幹事会社に言われても、談合に参加しなければいいことであって、企業の継続とかはありますけれど、それだけ重みを感じてもらわないと、そのことがよくわからないんじゃないかと思うんで、私はこの案で賛成です。

【常松委員】

一連の事件に対する県民の感情というものは、非常に厳しいものであろうと思うんです。

その県民感情を考慮すれば、委員会としての厳しい姿勢を出さないと業界での考え方が徹底しないのではないかと。

前回のヒアリングで様々出たような困難点は、やはり現実問題として、業界としては辛いところでしょうが、認識として徹底していないんじゃないかというのを窺わせているんだと思うんです。

そういう意味から委員会として、県民感情を考慮した厳しい姿勢を持つということは大事なことだと思いますので、できればこの案で進めていただければと思います。

【北川委員】

私は心情的に企業の発達ということを考えれば、小川委員と同調したいところなんですけれど、段階を付けるというのは技術的に難しいと思いますので、18か月、24か月というこの案でいいのではないかと思うんですけれども、ただ、調査着手前だと100%ということはペナルティーがないわけですよ。それでよろしいのかなというのは思うんです。そうすると、参加しても、後で届ければ良いということになってしまわないかなと思うんですがどうでしょうか。

【清水委員長】

そこはどうでしょう。

【入札改革参事】

資料1の1ページ目の真ん中のところに公正取引委員会の課徴金減免制度がありまして、この場合ですと立入検査前の1番目ですと課徴金を0にするということでございます。

それに倣ってこのように考えてみました。

【清水委員長】

これは、やはり100%免除にしないとまずいと私は思います。

ちょっとでもペナルティーが残っていると二の足を踏んでしまうというか、まあ、バレないだろうということで、済ましてしまう確率が高くなると思いますので、むしろ100%にしないとまずいと私は思います。

どうですか。

【常松委員】

是非、これは100%を残していただきたい。

というのは、極めて難しいケースではありますけれども、それだけの勇気を奮うという精神的なものだけでは業者の方も乗り切れないであろうと思うんです。

それを乗り越える力を与えて、極めてまれな場合はありますが、我々としても期待したいという期待値を込めて、この100%免除というものを残すべきでないか。18か月という大きなペナルティーがあるわけでありまして、当然それを解除する場合も、インセンティブは大きくとって、両方とのミックスで、その中でバランスとってやっていくという考え方がいいのではないかと思います。

それと、もう一つは、申し出る人は、必ずある意味では、地元あるいは組合の中で孤立した

立場になるであろうと思われるわけです。孤立した人がなるべく孤立しないようにできれば適用数を3者に限定しない方法がとれないものだろうか。だから、我々は孤立してない、仲間がいるんだということが、自分で感じられるような方策がとれないだろうかと考えるわけです。

【清水委員長】

3者を4者にするというのではなくて、数の限定を設けないということですね。  
新たな意見が出てきましたけれど。

【安齋委員】

事務局の案でやってみて、運用でどうも3者で収まらないということであれば、後で見直しなりを考えればいいんじゃないかと思います。

一回つくってみたら良いと思います。やってみないと分からないこともありますから。

【清水委員長】

そろそろ結論を出しましょう。

松野さんが言われた起訴判決の話は、松野さんよろしゅうございますか。

【松野委員】

前回は少数意見だなんて話もしましたが、24か月というのは重すぎると思うんです。

今回、事務局でまとめていただいた案の後段の方で、基本的には18か月で取り扱って、その後の裁判の結果を見て、結論としてクロと出たと、その上で24か月に変更するというのであれば、論理的にすんなりいくことだと思います。

先ほど、小川委員からもお話ありましたとおり、18か月でも24か月でも業者にとっては死刑判決を下されるのと同じものだという実態は、我々委員会、厳しい意見が相次いでおりますが、悪いことは徹底的に排除しなければならないのは当然なんです、業界を温存とはいいいませんが、どうやって県の主力産業として生かしていくことができるかということを一考して必要があると思います。

厳しいだけの制裁措置を考えるのがこの委員会の使命ではないと思いますので、やはりそこは(3)で100%免除だとかそちらの方ですくい上げていくのはあるにしても、当初の24か月というのは、我々警察でも検察庁でもないの、前回、岩淵委員からもお話があったとおり、あまりにもちょっとバランスに欠けるのではないかとということで申し上げました。

【清水委員長】

それでは、この提案どおり18か月ということで決めた後で、場合によっては24か月にするという点について、松野さんは一応賛成ということでよろしいですね。

【松野委員】

後段のとおりで結構です。

【清水委員長】

あとはよろしいですか。

私としては、この案は、前回の議論を折衷していただいて、なるべく合意でき易いようにつくっていただいたと思いますので、安齋さんおしゃったように、これで適用してみて、状況を見て、また、運用を考えるという風にしたいと思いますけれど、よろしゅうございますか。

(特に異議なし)

それでは、この件は、これで決定とさせていただきます。

それでは、2件目、「抽出案件について」であります、その前に全体の状況についての報告とこれまでの抽出案件の審議のポイントをまとめていただいたようですので、一緒に報告をお願いします。

【入札改革参事】

(資料4、4-1、5により説明)

【総務管理主幹】

(資料5により説明)

【入札改革主幹】

(資料6により説明)

【清水委員長】

それでは、全体の状況についての説明をしてもらいましたが、何か質問があれば、おっしゃ

っていただきたいと思います。

【松野委員】

予定価格の話が出たものですから、1点だけ質問させていただきますが、今日の福島民報で「あぶくま高原道路工事入札 6件予定価格誤り 5件は公告取り下げ」という記事が載りました。「そのうち1件はすでに開札を行っているが総合評価方式の入札のため入札結果に影響を及ぼすことはないとし、有効と判断。残りの5件については、開札前のため公告を取り下げた。」なお、事務所の担当の方が設計価格を予定価格と誤認して設計価格を記載して公告してしまったと書いてあったわけですが、前回、私は、この担当の方と同じミスをして質問をした経過がございます。要するにお聞きしたかったのは、予定価格と設計価格の違いを私のような素人もわかるように御説明いただきたいのと、それぞれの決定方法について、教えていただきたいと思います。

【清水委員長】

コンパクトに説明していただけますか。

【入札改革主幹】

まず、設計価格につきましては、工事の内容に応じまして、工事の具体的な手順を検討して、必要な材料あるいは労力、そういったものを1つ1つ積み上げて、それを積算していった結果の数字でございます。ですから、設計した内容に従って、基本的には数量に県が採用している単価などを掛けて、それを計算して合計して出てきたものが設計価格ということになります。消費税も込みで出てくるわけですが、それに対しまして、予定価格といいますのは、現実に設計価格といいますのは、例えば、単価であれば年に1回とか、半年に1回とか、調査したものに依拠して設計しておりますので、その都度、その都度、発注した時点で、例えば資材の価格の状況とか、労賃の状況もその時々で変化する場合がございます。そういうものも総合的に勘案しながら、発注時点で最終的に、この工事がいくらであれば適切なのかという判断をして設定するものが予定価格でございますので、積算価格を基礎にして、最終的に予定価格を決定するというような形でございます。

【清水委員長】

そうすると予定価格の方が高かったり、低かったりする、いろんなケースがあり得るわけですね。

【入札改革主幹】

少なくとも今までは、予定価格の方が高くなっているという事例は、私は聞いたことがございませんでしたので、設計価格の方が高くなっている事例の方が多くなっていると思います。

【松野委員】

詳細な御説明ありがとうございました。

この新聞記事を見ますと、この6件の入札も金額的には変わらないんですね。だから、素人考えで、予定価格というのは「エイ、ヤア」という感じで決めているのかなと思ったんですが、そういうことではないんですね。

素人的にはほとんど誤差の範囲というか、そういう形になっておるんですが、今、詳細な御説明をいただいたとおりの手順を踏んでやっていただいていると理解すればいいんですね。

【清水委員長】

ほかにどうでしょう。

4ページで、前回も言いましたけれど、条件付一般競争入札の参加業者数を見ますと一番多いところで、23者、少ないところでは南会津で7者ということですね。

まあ、一般競争入札にしても、十数者、二桁の入札参加者が大体いるということかと思いません。

非常に参加業者数が少なくなる可能性もあるわけですが、それでも。

あと、請負業者の地域で管内というのは、結果として、落とした業者が管内だったという意味ですね。

(事務局うなずく)

参加資格が管内であったというわけではないということです。

ほかに何かありませんか。

1年くらい経った段階で、これをグラフにさせていただきたいです。一目で変化がわかるように。全部でなくていいですから。そういう風にしていただけると制度改革の影響が一目でわかるようになると思うんです。落札率の全体の状況あるいは工事の種類別でも大分違いますよね。地域的な違い、南会津の特殊性というようなものも出てきそうな感じもしますんで、是非、1年くらいでいいと思いますけれども、その時点で、中間総括的なデータを出していただけるとありがたいと思います。

【小川委員】

私、今回、抽出する役目の担当だったんですけれども、抽出する条件付一般競争入札22件を1件ずつ調べてみますと、今日の資料の資料2の開いたところに22件がずっと出てまして、右側に参加業者数の数が出ておりますが、対象業者というのが非常に多いんです。例えば2番目の工事の場合ですと、土木でAとBのランクが参加できるということで、対象業者数は、私が名簿で見た数字で、多少現実とは合わないかもしれませんが、県がネット上で公開している業者名簿から見ますと229者。その中で参加者が12者。その下もほとんどそんな数字なんです。対象業者数が少ないところだと、16番が暖冷房衛生なんで業者数が少ないんですけれども、109者が対象となるところで参加者が30者。あとは150者が対象であっても11者とか12者とか、非常に参加者がいずれも少なかったんで、まず、私はそこに驚きました。それとA、Bが参加できるといっているにも関わらず、参加しているのはほとんどAの業者。Bの業者はたまたま程度にしか参加していない。Bが参加している入札というのは少ない。それからAの業者もほとんど同じような業者さんが何度も何度も参加している。そうすると過去に指名でやっていた時とあまり変わらないのではないかと。一般競争になって何がどう参加者に変化があったのかなと疑問を持ったのが一番の私の素朴な疑問です。

【清水委員長】

その辺の分析をこれからやらなくちゃいけないですね。

私は二桁参加していればまずまずだなと。逆に、あまり30も40も参加していると宝くじを引くような感じになりますから、業者の方で非常にやりにくくなると思います。

よろしいですか。全体の状況については。

では、抽出案件について、これから審議したいと思います。

今回、小川さんと江川さんに選んでいただきましたので、どういう入札を抽出されたか、その辺をお話いただけますか。

【江川委員】

私は、初めて抽出案件に関わったわけですが、落札率を基準に選びました。あとは地域のバランスも考えて選びました。

【小川委員】

6番はくじ引きで行われたということがありまして、それで私は6番を選びました。それから、17番につきましては、条件がついておりましたので、その条件についてどうかなということで選びました。それから、7番はあまりにも同額の業者さんが多かったというのがありました。それと22番の一番最後の警察本部の工事については、あまりにも落札率が低すぎると。ほかの入札と比べてもここがかなり低いので、低入札価格調査をしなかったのかどうかというものも含めて、本当にこの金額で正当な工事ができるのかなという疑問がありましたので選びました。

【清水委員長】

ありがとうございました。

それでは1件ずつ説明していただきましょう。

最初の県北農林事務所の案件に関しまして、どうぞお願いします。

【県北農林事務所】

(資料2により説明)

【清水委員長】

何か質問ございますか。

【松野委員】

これも素人考えで申し訳ないんですけれども、配達指定日以外の日に到着したということな

んですが、指定日はいつで、受理したのはその前なのか、後なのか教えていただきたいと思  
います。

【県北農林事務所】

無効の関係ですが、指定日は5月の23日で、この1者が5月の22日に到着したというこ  
とです。

【清水委員長】

遅れたのではなくて、時期が早かったんですか。それでもダメですか。

【県北農林事務所】

そういう決まりで、指定日以外に到達したということで無効ということに要綱はなってます。

【清水委員長】

間に合えばいいと業者の方では勘違いしていたんですかね。

【県北農林事務所】

その辺はわかりません。

【清水委員長】

私は締切が設けられているのかと思ったんですが、そうではないんですね。

【県北農林事務所】

要綱の第14条で指定日以外ということで決まっておりますので、事務的に無効ということ  
になります。

【清水委員長】

業者であれば周知しているはずであるということですね。

【県北農林事務所】

それは知っているはずですよ。

【清水委員長】

わかりました。

ほかに、質問は。

小川さんが気に掛けておられるのは。

【小川委員】

私、開札の場面に立ち会ったことがなかったので、この案件ではなかったんですけども、  
何件か県の入札の開札の場に参加させてもらいました。たまたまその中にくじ引きを目の前で  
やった案件がございました。そのくじ引きの場に立ち会ってみて、非常に驚いたんです。その  
やり方というか、くじというのがいろんなところで使われている、どちらに甲乙付けるかとい  
う時の手法で一般的になされているのでやむを得ないというところはあるんですけど、私が  
参加した時に1位、2位の業者が同額で1位を決めるためのくじ引きというものをやるのに、  
あみだくじという方法で、その場で県の担当者の方が、白紙を持ってきて、くじを作るんです。  
そしてくじを引く順番をまず決める。それは業者さんではなくて直接入札に関与していない県  
の方が選ぶんです。それが決まったところで本くじを引いて、どちらが1番かを決めるというや  
り方をやるんです。その時、たまたま3番、4番も同額だったんで、また、同じやり方で、そ  
の場で白紙を持ってきて、あみだくじを作ってやるという手法のくじ引きをとっています。

これから一般競争がどんどん増えていって、今までの調査の中でも何回も出てきてお  
りますが、みんな積算ソフトを使ったりということから、同じ金額がどうしても増えてしま  
う。そうすると、くじを引く機会が増えるのと、今回はたまたま2者ですから、くじの作り  
方もそんなに難しくはないですけど、6者も7者もあった時に、あみだくじをその場で、  
担当の方が書いて短時間の間に、本当に正しくくじ引きができるのかなどうなのかなとい  
う不安を持ったのと、業者の方々が見積もりを出して、入札に参加されるということは、  
かなり大変なエネルギーを使って参加されるわけですよ。そういう中で、たまたま同  
額になったからくじという、運を天に任せるようなやり方で決められてしまうとい  
う、そういう決め方が本当にこのままでいいのかなという、釈然としない思いをその  
場で感じましたので、今回、この案件を選んでみました。

【清水委員長】

そうすると、くじ引きにするということの是非と、くじのやり方と両方あるということ



か。

【小川委員】

それを別な方法というのは、なかなか難しいんだと思うんですけど、それに対する業者の方々からの不満も確かに出ていますので、今までのやり方をずっとこれでやってしまっただけのものなのかどうかという疑問を投げかけたいなと思いました。

【清水委員長】

1つにくじ引きの是非論があるということですね。

【入札改革参事】

まず、くじにつきましては、地方自治法施行令に基づきまして、そこにくじによると書いてありますので、何ら問題ないと思います。

【小川委員】

それは、わかっておりました。

【入札改革参事】

くじのあみだでやるとか、こよりでやっているところもあるとか聞いておりますが、それは事務所においていろいろかと思えます。

【清水委員長】

あみだくじで順番を決めるというのは、数学的には無意味なんですよ。先に引いたって、後に引いたって確率は同じなんです。

ただ、あり得るのはくじを作る側と引く側と裏で繋がっている場合には、その行為を排除するために、先に引かせる可能性を必ずしも保証しないという、そういう考え方はあり得るんです。そこまでは、想定する必要はないと思います。私も前にどうやってくじで決めているんですかと聞いたことがあるんです。あみだくじをその場で職員が作るというのはちょっと想像しておりませんでした。

不満というのは、方法についてですか。くじで決めることについての不満ではないんですか。

【小川委員】

くじで決めるのが良いのかという不満は出ております。

【清水委員長】

しかし、法律ではそうなっていると。

【小川委員】

やむを得ないと皆さん思っているようですが。

【清水委員長】

総合評価になれば、ちょっと違うでしょうけれども。

【小川委員】

たまたま私が見た例ですと、いわきの警察署の電気工事の場合に、同額になったのはいわきの業者と郡山の業者で、くじを引いたら郡山の業者さんが1位になったということなんですけれども、例えば、これを民間で考えた時に、長期間の工事を郡山の業者さんがいわきまで通ってやるのと、地元の業者がやるのと考えた時に、同額だったので、くじで郡山の業者さんが落札するというのが、本当に良いものなのかと考えると、なかなか難しいものがあるなという感じがします。

【清水委員長】

わかりました。

質問の時間ですので、この件はまた後でやりましょう。

ほかに質問ありませんか。

なければ2番目の案件です。県中農林事務所の件について、どうぞお願いします。

【県中農林事務所】

(資料2により説明)

【清水委員長】

今の件について、御質問ございますか。

事後審査方式を採っておりますので、第1順位の者だけ確認するということにしているんですね。

【県中農林事務所】

手順として、第1順位がOKでない場合については、第2順位に移るということになりませんが、第1順位がOKでしたので、第1順位で決定いたしました。

【清水委員長】

特に質問ございませんか。

(質問なし)

それでは、ここで5分間だけ休憩を入れます。

(再開)

それでは、3番目、喜多方建設事務所の案件について、説明をお願いします。

【喜多方建設事務所】

(資料2により説明)

【清水委員長】

質問等お出しください。

【安齋委員】

資格要件で、特別要件として、元請けで10年間の経験があるかないか問われているようですけれども、これが必要なほど難しい工事なんですか。

また、失格になった業者は、下請けとしての実績はなかったんでしょうか。

【喜多方建設事務所】

10年間の間に場所打ち杭工の工事实績はありませんでした。

【安齋委員】

元請けの工事实績がないのか。下請けとしての工事实績もないのかということなんですが。

【喜多方建設事務所】

下請けの実績については、確認しておりません。

【安齋委員】

下請けとしての経験があればできる工事なのか。その辺の難易度はどうなんでしょう。

【清水委員長】

まず、場所打ち杭について、説明していただけますか。

【喜多方建設事務所】

場所打ち杭というものなんですけれども、まず、要件を付ける要綱上の位置付けといたしましては、橋りょう下部工の直接基礎、直接岩盤等の上に乗っかっているようなもの、あるいは既成杭といいまして、鋼管杭とかコンクリート杭を打って、それを基礎とするようなもの、それ以外については困難工事ということで、要綱上条件を付けることになっておりまして、今回、私どもの方で発注したものについては、場所打ち杭ということで、既成のものを打ち込むのではなくて、あらかじめ基礎に穴を掘って、そこで杭を組み立てるといったものが場所打ち杭なんですけれども、そういう工事を予定したということで、既成杭を使うというものについては、失格ということで、失格した業者につきましては、鋼管杭の実績で申請されたんですけど、それは場所打ち杭ではない、既成杭工であるということで、実績とはみなさなかったという経過がございます。

【清水委員長】

業者の方としては、場所打ち杭ではないような工法を想定して入札したということなんですか。

【喜多方建設事務所】

実績としまして、場所打ち杭工ではなくて、いわゆる既成杭工という種類の工事实績しか挙がってこなかったということです。

【清水委員長】

10年というのは結構長いですね。10年前にやったからといって、それで良いのかなという気がしますが、まあ、よくわかりませんが、

【安齋委員】

去年の検証委員会の時に、特別な要件については、要件をあまり厳重にすると新規参入が難しくなるんじゃないかということで、例えば、元請けの経験がなくとも下請けの経験があれば、

余程特殊な工事でない限り、認めるべきだということで意見を出して、それで、最近は解除されたと聞いていたんですが、残っているので、それが特殊な工事なのか、あるいは特別な技術を要する工事なのかを聞きたかったです。

【清水委員長】

特殊だという説明だと思いますけれどね。

【小川委員】

コリンズ等で調べれば、どのくらいの業者さんがいるか調査できると思うんですけど、元請けとして過去10年くらいに場所打ち杭工の工事実績のあるという業者さんが、どのくらいいるんでしょうか。

【喜多方建設事務所】

43者でございます。

【小川委員】

そのうち10者が参加したということですか。

【喜多方建設事務所】

期日指定日前に届いた業者もおりましたので、実質的には11者から申込みがあったと。

【小川委員】

それとノベル工という非常に専門的な工法だとは聞いたんですけども、過去10年という設定を今回されたんですけども、工事によっては、10年が5年になったり、7年になったりということがあるんでしょうか。

【喜多方建設事務所】

10年ということで決まっております。

【小川委員】

10年という根拠は何なんですか。

【入札改革主幹】

過去の実績を求める際に、どのくらいの期間が良いのかという御質問だと思いますが、県でこのような要件を設ける場合には、原則として10年としておりました。ただ、参加者数が限られてきて競争性の確保が難しいような場合には、15年にすることもございます。ただ、要件として、あまり短い期間を設定してしまいますと、言い方を変えますと、参加資格を得るために5年に1回はそういう工事を受注していなければならなくなり、そのためにダンピングでも良いから取らなくちゃいけないということが出てきますので、そういうことも考えて10年間というのを標準としております。

【清水委員長】

先ほど、安齋さんが言われたように、10年間そういうことをやったことのない企業は参入できないわけですよ。技術を得ようとするばとりあえず下請けでもやってみる。経験を積むということでは、下請けでもいいわけですから。しかし、これは元請けでないといけないわけだから、永久に参入できないんです。そういう仕組みになっちゃっているんじゃないんですか。

ちょっと後で議論しましょう。

【常松委員】

入札参加業者の住所を教えてください。

【清水委員長】

大体、名前を見れば現場の人はわかるんじゃないですか。

【小川委員】

私、全部調べましたから言いますか。

【清水委員長】

じゃあ、教えてください。

【小川委員】

木下工業が会津若松市、榎内建設工業が喜多方市、会津土建が会津若松市、高橋建設が喜多方市、酒井建設工業が会津若松市、藤田建設工業が棚倉町、秋山ユアビスが会津若松市、海老名建設が西会津町、共立土建が会津若松市、穴沢建設が喜多方市です。

【松野委員】

入札参加資格がないということに関して、最終的には了解したということなんでございましょうが、「喜多方建設事務所に来所を求め、資格確認結果について説明し、文書により通知した。」と書いてありますけれども、その時点での業者の反論とか、抵抗とかそういったものはなかったんでしょうか。

【喜多方建設事務所】

ございませんでした。

【松野委員】

すんなり、素直に、はい分かりましたと。

【喜多方建設事務所】

はい。

【清水委員長】

事後審査で引っかかった最初のケースですか。

【入札改革主幹】

確認してございません。

【清水委員長】

ほかに特に質問ございませんか。

なければ、次の件です。4番目南会津建設事務所の案件。お願いします。

【南会津建設事務所】

(資料2により説明)

【清水委員長】

質問ございますか。

【松野委員】

質問ではなくて、意見なんですけれども、16ページ御覧いただきたいんですが、落札者だけ入札参加資格の確認結果にがついているんですが、この表を素直に見る人は、ほかはないのかなと誤解しちゃうんで、これは全者分、たぶん該当するんだと思いますんで、ほかの会社の分もをつけて表示すべきだと思うんですが。

【清水委員長】

これは、事後審査なので、ここしか確認していないんです。

【松野委員】

そうですか。わかりました。

【清水委員長】

南会津7者の参加なんですけれども、資格要件を満たしている業者の数は、いくつあったんですか。

これは県内ですから、ものすごく多いんですね。

【小川委員】

147者です。

【清水委員長】

147者。そうですか。分かりました。

次、警察本部の件、お願いします。

【警察本部】

(資料2により説明)

【清水委員長】

この件については、先ほど抽出を担当された小川さんの方から、落札率が極端に低い、これできちんとした工事ができるのかどうかという疑問が提示されましたけれど、その点については、いかがでしょうか。

【警察本部】

この工事については、電気の「3」ということで数字がついているわけですが、前回の時にも御審議いただいたとおり談合情報があった事案でございます。

最初の電気工事というものは、白河の方の会社が受注したわけですが、工事続行不能ということになりまして、電気の2の工事を指名競争入札で行おうとしましたところ、談合情報があ

りまして、それを取り止めました。それがわかったのは、3月の末でございます。4月に入るといふこともありまして、いろいろ総合的に考えまして、条件付一般競争入札でやろうということで、電気1、電気2については指名競争入札でしたが、電気3からは条件付一般競争入札をすることにしました。

そのため、4月に入ってからすぐということもありまして、私どもも条件付一般競争入札の中で、最低制限価格を設けるか否か当然討議いたしました。ただ、指名競争入札の段階では、私ども警察本部の方では、最低制限価格、その他等を設定しておりません。これはなぜかと申しますと、私どもでは国費の工事もございます。国の方では最低制限価格を設定しております。そういう関係もございまして、また、指名であるということで、業者はある程度指名できるということもありまして、最低制限価格を設定しておりませんでした。

その流れもありまして、この電気3の工事では、最低制限価格を設定していませんでした。

なお、それ以後の条件付一般競争入札につきましては、県の方でも最低制限価格を設定しておりますので、私どもの方でも同じ県ということで、最低制限価格を設定して工事を発注しております。

【清水委員長】

低入札調査価格も設定していないということですよ。

【警察本部】

そのとおりです。

【清水委員長】

そうすると、これでできるかどうかのチェックが入っていないわけですか。

【警察本部】

私どもの方も、当該業者は全く知らない業者でございますので、今では結果論になるかもしれませんが、何の問題なく順調に施工されているという状況です。

【清水委員長】

ほかにどうでしょうか。皆さんから質問ございますか。

【羽田委員】

もう入札終わったんだからいいんでしょうけれども、担当の技術者として、この金額で正直いいまして、間違いなく施設として立派なものができるという判断をされているのかどうか。それをお聞きしたいと思います。

【清水委員長】

もう一度念押しのような質問ですが。

【警察本部】

警察本部といたしましては、間違いなく履行できると判断して契約いたしました。

【小川委員】

関連なんですけど、これパーセント見ていただくとわかるんですが、落札業者が69.9%、次の2番目の業者さんの後がずっと80%台なんです。2番目が82.74、3番目が約84%、次が86、88、89、90ということで、差が極端なんです。ということは、11者参加されたうちの10者がいくら安くても82や83%でしかできないよという札を大半が入れられている中で、69.9%でやったということは、ほとんど赤字なんだけれども、仕事を取りたいがためにやったんじゃないかとか読み取れないような気がするし、こういう風に落札してしまったことが、あとあといろんな事に悪影響を及ぼすんじゃないか、安くさえやれば良い、業者がちゃんとやっているから良いと言っても、そのちゃんとやっている中身のツケはどこに回っているんだろう、この会社が損をしないはずはないと思うんです。これだけの差があるんですから。この会社経営内容を見ますと非常に経営内容が良いようなので、自分のところで全部吸収してしまえるのであればそれで良いんですけども、例えば下請け業者とか、資材納入業者とかそういうところにしわ寄せがいつているんじゃないのかなという懸念があるものから、私は非常に気になってます。

【清水委員長】

ほかに質問ございますか。

質問がなければ、この件についての意見交換はあとでやりたいと思います。

特に質問ないですか。

(特になし)

それでは、質疑応答はこれで終わります、今、説明のあった5件に関しまして、検討会に入りたいと思います。

論点として出ておりますのは、1つはくじ引きの問題でありまして、これは今、議論しても埒があきそうもない。法律的にそうなっていると言われれば、それまででありまして、くじ引きの方法、あみだくじについても、それなりの根拠があるようでありまして、これは、そういう業者の声があるということに留めるということにしたいと思います。

それから、2つ目の問題は、ある特殊な工事について、10年以内に経験があるものという条件を付けた場合に、「元請けとして」という条件を付けてしまうと、永久に参入できないことになりはしないかという問題です。

それから3つ目、最後に、今の件ですけれども、あまりにも低価格であると。最低制限価格も低入札調査価格も設定されていないというケースがあったわけでありまして、これは、指名制度の時に設けていなかったのではという御説明であったと思いますけれども、これが本当に良かったのかどうかということは議論したいと思います。

ほかに論点はありますか。

なければ、先ほどの参入障壁の話なんですけれど、これについて、意見交換したいと思います。

どう思います県の方。「元請けとして」という条件は付けないといけないんですか。そうするとそういう経験を持った企業以外は一切排除されてしまうんですけれど。

【入札改革主幹】

下請けとして工事を受注しているということは、元請けとの契約書で確認することになるかと思いますが、ただ、技術を求めている部分について、その下請けの業者さんがそれをしたのかどうか。下請けというのは部分部分を下請けで施工しますので、例えば、先ほどの場所打ち杭という話でも、場所打ち杭は元請けがやって、下請けは別のところを受けているのかもしれないし、その辺の確認をすることが技術的に現実的に可能なかどうかということと、それから下請けを入れるとした場合に、コリンズなどには登録されませんので、参加可能者数を把握することが現実的に不可能になってしまうということの2つは、今、こういうこともあるのではないかと考えてございます。

【清水委員長】

コリンズなるものがわからないんですけれども。業者のデータね。そういうものが毎年出ているんですか。

【入札改革主幹】

2500万円以上の工事をする時は、届け出をすることになっております。それが登録されているのがコリンズです。

【清水委員長】

ネットで見るわけ。

【入札改革主幹】

ネットというよりも、それを管理している会社がございまして、そこにお金を支払って契約して、ネット接続した後であれば、それを確認できます。

【清水委員長】

そうなっているんですか。

安齋さんどうですか。確認することが難しいということなんです。

【安齋委員】

業者が実績の証拠を持ってくればそれでいいんじゃないですか。例えば、どここの工事やっていますとか対応できるのであれば。

【入札改革主幹】

そもそも要件は、基本的に付けないと。地域要件と格付要件だけでやるというのが、今回の改革の目玉として、あくまでも要件を付けるのは、列挙してありまして、非常に限られるわけです。なぜ限るかというと、技術的に特殊又は難易度の高い工事には、同種類の実績とかの

要件を付けるわけです。というのはやはり工事が難しいから、品質の確保を図るために、安全なものをつくるために、そういう過去10年間の実績とかを求めているわけでありまして、そこは新規参入の問題よりも、どちらかと言えば安全面、品質の確保という観点から、そういうような要件を付けていると考えております。

【清水委員長】

趣旨はそのとおりだと思います。

【安齋委員】

趣旨はわかるんです。

そうすると、逆に言えば、新規参入する時は、どうすればいいんですか。

ほかの県で取ってこいということですか。それも事実上できないですね。

永久に参加できないんですよ。

そこを去年の検証委員会で問題にしたんです。おかしいんじゃないかと。だから、もし条件を付けるなら、極力少なくして、特殊とか技術が確保されないとかに限定しないとかおかしいんじゃないかと。何でもかんでも10年の経験というのはおかしいんじゃないかということで問題視したんです。

【清水委員長】

この件どうしましょうね。この具体的な件について、どうこうということは、もう行われている工事ですので、これを無効にする問題ではないと思いますけれど、今後のことを考えた時に、一般論として、難しい工事だということで条件を付けてしまうと、今まで経験のないところは、永久に排除されてしまうという問題は残りますよね。

【羽田委員】

特殊な技術要件であるのも関わらず、無資格の業者が参加したわけですね。現実はそのでしょ。そうすると、その時に聴き取りをやりましたよね。どういうことで資格がないのに、これに申し込んだかというのはわからないんですか。

【喜多方建設事務所】

聴き取りの結果ですが、まず、経験として2件程挙げてきまして、1件については、打ち込みの鋼管杭ということで、純粋に既成杭の範囲に入るものを経験としてあげてきました。これについてはダメですよということで、もう1件については、国発注の工事で鋼管ソイルセメント工法ということで、特殊な杭で、新しい工法の杭を挙げてきまして、5月の末現在で、国の方の竣工検査を受けていなかったということもございまして、それについては、実績としてはカウントしなかったということではございます。

【羽田委員】

そうすると、今の聴き取りをやったわけですが、次は、この業者は入れるんですか。今言った国の工事を経験したということになれば。

【喜多方建設事務所】

鋼管ソイルセメント工法というものを、厳密に縦割りに杭の分類として見ていきますと、基本的には場所打ち杭の方には入らないのかなと。そういう風に判断しました。

【清水委員長】

だったら、完了してなかったからという理由ではないですね。

【喜多方建設事務所】

そういう理由はあったんですが。

【安齋委員】

羽田委員の心配と同じなんですけれど、たぶんこの業者は、場所打ち杭ということはわかって入札したと思うんですよ。自分の技術で同じものが達成できると思ったんじゃないんですか。私は技術の中身はわかりませんよ。この業者はそう思ったから入札したんじゃないんですか。それで自分の経験で2件ばかり言ったんじゃないんですか。それが皆さんの感覚からすると条件を満たさないと。それでは永久に参入できなくなると。それをどうするのかということで、先ほどから問題視しているわけです。

【清水委員長】

どうでしょうね。この件について検討してもらえますか。

検討しても新しいアイデアは出てきませんか。検討の余地があるということであれば、是非、検討してもらいたいと思いますけれど。

【杉山委員】

「元請けとして」という条件が入ってますから、今後委員長が言ったことを考える時に、場所打ちの工法に対して、現実にはできる会社を下請けに委託した場合はできるのかどうかということを入れて考えていただきたいです。

要するに元請けじゃなくて、経験することによって、実際下請けで技術を取得することによって、実際の経験になってくるわけですね。

【清水委員長】

安齋さん言われたのは逆のケースだよ。自分が下請けの経験をした上で、今後は元請けでチャレンジできるようにしよう。だから、下請けで専門の業者がちゃんとつかんでいるから、自分はやったことないけど大丈夫でしょうというケースは問題になっていない。そういうケースもあり得るということですか。

【杉山委員】

ですから、実際できる元請けをやった会社を、例えば、逆に無効となった業者さんが下請けとして使うというような条件でということも考えられる。

【清水委員長】

それは現実的にはあり得ますかね。難度の高い工事について、自分ではできないけど下請けならできるということは。

【杉山委員】

外注するということはよくあることですから。

【清水委員長】

外注ね。

【杉山委員】

だから、それをした場合にどうなるのか。

【清水委員長】

それはどうですか。

【入札改革主幹】

本来、元請けには主任技術者という者がいて、下請けに出すわけですけれども、最終的に下請けに出すにしても、丸投げというのはダメになってきますので、下請けにもそれなりの主任技術者がいないといけないというのと同時に、元請けでも、要するに、下請けの率が高かろうが低かろうがその会社にはそれに積極的に関与しているという、実質的に関与する技術者という者が必要になってくるんです。そういった意味で元請けであれば、確実な主任技術者がいるというのはありますけれども、今、杉山委員がおっしゃったように、下請けにもそれなりの技術者がいらっしゃるわけで、ですから、今回条件設定した時に、企業としての経験と技術者としての経験もどういう風に反映できるのかということもあると思うんです。例えば、海の工事なんかですと、会津の方の業者の中にいる技術者さんでも、全国クラスの会社で海の工事をやった経験があるということでそこには技術者がいらっしゃるけれども、会社として経験がないとそこが取れない。要するに、昔、代理人としてやったことがその会社ではありませんよとなれば、企業としての経験だけを求められてしまうと、その会社はやれる技術者さんはいるんだけれどもできない。結局、船工事というものは下請けに出しますから、自分で仕切って、品質を確保して監督ができれば、それは下請けに出している話になるので、ですから企業の条件と技術者としての要件なんかについても、検討する余地はあるのかなと思います。安齋委員のおっしゃられたことはごもっともでございます、どちらかという下請けでやるという方が、専門性をもってらっしゃる業者さんが多々ありますので、そういったことは、今後の検討課題にもなるのかなと思います。

【清水委員長】

ちょっと検討していただけないですか。今回提起されたテーマとして。

【入札改革主幹】

大変申し訳ないんですが、今日はここに土木部なりの技術面を担当している部署の職員がお



りませんで、満足のいく説明ができなかったと思います。そのような関係もありまして、例えば、次回、又は日程の関係があれば次々回までに、要件を付すことについては、制度をつくる際に総務部の我々制度担当と土木、農林の技術系の職員といろいろ議論を積み重ねた上で制度設計しておりますので、そういう部分を所管している担当の者から、元請けとしての要件が必要なのか、下請けという形でもOKという場合があるのか、御説明をさせていただいた上で、御議論いただければと思っております。

【清水委員長】

私もそうしていただきたいと思います。

よろしいですか。この件についてそのように扱わせていただきます。

それからもう1つ、警察の電気の工事について、指名競争入札の流れで最低制限価格を設けなかったということについては、適切ではなかったと私は思います。

だから、これからは、やっぱり最低制限価格を設けるという方針なんですよ。

ですから、この件については、適切ではなかったという評価にならざるを得ないと思います。

だから、無効にするとかそういうことではないですけど。

この工事については、これだけ安い価格で発注したということですから、先ほど知らない会社ではない、大丈夫だとおっしゃいましたので、そここのところを確実にフォローしておかないと、ということを確認するという措置になるかと私は思うんですけども。

【岩淵委員】

確かに最低制限価格の問題はあると思うんですけど、これはこれで良いと思ってます。不適切だという問題はないと思います。低ければ低いでそれで良いと思ってます。決めていなかったんだから、あとはそれをきちんとやれるかどうかだけ判断すれば、それが適当だと思ったんだから、それについて問題はないと思います。

【清水委員長】

不適切だと私が言ったのは業者の不適切ではなくて、行政側の不適切があったと言ったんですが。

【岩淵委員】

あと赤字云々という問題は、それは全然別の話で、業者が受けたいと思って入れた以上、それで良いと思ってます。だから、それは今後の入札の問題で、工事がきちっとしたものであることを確保するためには、最低制限価格が必要だというのは、それはそのとおりだと思いますけれども、この件で、低価格で取ったことについて、いろいろ問題視するのはおかしいんじゃないかと思います。

【清水委員長】

いかがですか。皆さんの御意見を聞きたいと思えますけれど。

【羽田委員】

入札をルールにのっとってやったこと自体は、私は否定しませんけれど、施設が施設だという認識が薄かったんじゃないかと思うんです。警察署なわけですよ。工事概要を見ますと、監視カメラ、留置室監視、構内情報通信設備、やっぱりこれは県民の安全安心ですよ。そこをやっぱりきちっとした、入札価格が低かったから良いということではなくて、私はこの施設を発注するのであれば、もう少し慎重な考えがあっても良かったんじゃないかということを指摘させていただきたいと思います。

【松野委員】

やっぱり委員長がおっしゃるように、指名競争入札の流れで最低制限価格を設けなかったというのはまずいと思います。ほかの案件は全て最低制限価格を設けている中で、特例を設けるというのは、今後に禍根を残すのかなど。ですから例外を設けることなく、やはり最低制限価格というのはきちっと決めて。前回審議した案件のように、最低制限価格より低く応札してしまったために失格になって涙を流した業者がいるわけです。ですから、先ほど岩淵先生がおっしゃたように、安ければ良いと、赤字になろうと、こういう制度でやったことだから良いということは、今後の反省にはならないと思います。

【森岡委員】

やはり同意見なんですけど、設備内容を見ますと、受変電設備とか非常用発電設備とか、おそ

らく定期点検が必要になるものだと思うんです。こちらの入札をされた後で、条件については、照合されているわけですが、一般的な会社であれば、見積もりの内容を精査するということはあるわけで、その中で、著しく単価がほかのものと違うのであれば、基準にあったものかどうかとか、そういう判断はあるわけですし、この工事が終わった後で、そのほかに長期にわたって発生する部分がどうなのかということを通常考えると思うので、やはり安ければいいと言うのももちろんですが、そこに技術力とか、先ほど言った警察署という設備上の安全安心というところを重視することが大事じゃないかと感じます。

【清水委員長】

当局の方どうでしょう。

【入札改革参事】

一言だけ申し上げたいんですが、県の財務規則というものがあまして、それには最低制限価格を設ける必要があると認める場合は付けるという規定になっております。一応、これだけ申し上げておきたいと思います。

【清水委員長】

今回の制度改革では、原則として最低制限価格を設けると。だから、低入札価格調査は総合評価方式の場合とかWTO案件の時となってましたよね。

やはり、ノーチェックというのはあくまでも例外なんです。今回の説明だと先ほどの場合、理由があってノーチェックとしたわけではなくて、今までの指名制度の流れの延長でそうなったという説明だったわけですよ。これからはそうはしないとおっしゃっているほどであって。やはり改善を要した、チェックすべきだったということになると思いますけれど。

ただこれは、法令に違反しているとか、そういうことまでは、おっしゃるとおりないと思います。

岩淵さんの意見もありますけれど、大体、大勢としては、やはり何らかのチェックは必要だったんじゃないのかという意見だと思いますけれど。

それは、この委員会の議事録に留めて、是非、そういう風に改善を求めたいと思います。それでよろしいですか。

とにかく、最低制限価格の在り方については、大きなテーマになるということは先ほど紹介されたとおりですので、今後、話し合っていきたいと思います。

それでは、ちょっと時間がおしますので、抽出案件の件は終わります。担当の方御苦労様でした。御退席いただいて結構です。

次、「建設関係団体等からの意見聴取について」、どうぞお願いします。

【入札改革参事】

(資料3により説明)

【清水委員長】

これ、入札制度等監視委員会を開くのとは違うんですね。その会議とは別個ですね。

【入札改革参事】

入札制度等監視委員会を開いて、その場でという整理です。

【清水委員長】

どうでしょう。このような提案ですが、

公開についてはどうですか。業者が差し支えなければ堂々とマスコミの前で訴えをしていただいて結構だと、そういう趣旨ですね。

(特に意見なし)

ではそのようにいたします。

それで、個別事業者を選定しなければいけないと。これは何者が想定されているわけですか。複数ですか。

【入札改革参事】

1者です。

【清水委員長】

そうですか。

ということで、1者でいいですか。それは時間的な関係で1者ということですか。

【入札改革参事】

はい。

【清水委員長】

そうですか。

それで、委員長が指名せよと提案されているわけですが、どうでしょう、どなたかやりませんか。あるいは推薦ございませんか。

(特になし)

それでは、事務局の方からこれはという人を挙げてください。

【入札改革参事】

委員長と杉山委員にお願いしてはいかがかと。

【杉山委員】

個別事業者というのは、業種に関わらず1者ですか。

【入札改革参事】

全体で1名です。

【清水委員長】

この会議が終わった後、別室で事務局と相談するというこのようですので、そのようにいたします。

その他意見交換ということなんですけれども、何かほかにやりたいことがありましたら、お出しいただきたいと思いますが。

(特になし)

なければ、一応、議題は一通り終わりですね。

事務局の方から何か。

【入札改革主幹】

次の抽出調査の抽出テーマの選定と次々回の抽出期間ですが、今回は4月・5月分、次回は6月・7月分ということで決定していただいていると思いますが、次の期間についての抽出テーマと、次々回の対象期間を決定していただきたいと思います。

【清水委員長】

というわけですが、どういうものを抽出したらよいか、何か御提案ございますか。抽出のテーマということなんですけれども。

(特になし)

なければ事務局の方から何かあれば。

【入札改革主幹】

今回は条件付一般競争入札ということでしたけれども、例えば、条件付一般競争入札のうち、先ほど参加者の状況のお話も伺いましたので、入札に参加した方々の多かった、あるいは逆に少なかったものをテーマとして抽出していただければいかかなと思ってございます。

【清水委員長】

ほかに特異な注目すべきものがあれば、それはそれで抽出していいんですね。

一応テーマとしてはそういうことを設けて、個別に見ていただくことにしましょう。

それと、抽出のチームなんですけれども、五十音順に回しておりまして、しかも委員長は除くという慣行になっているんですよ。そうすると、北川さんと杉山さんということで、杉山さんさっきのとダブるんですけれども、それはすぐに終わりますからお願いします。

それから審議の対象期間は2か月、8月・9月ということですね。それでお願いします。

さて、それで終わりなんですけど、ここで最後にお話をします。

先週の金曜日に談合情報が寄せられまして、今、談合等調査部会で調査をしておるところであります。

飛び込みの議題になりますが、部会長からその内容について、説明をしていただくということにいたしたいと思います。

ただ、これにつきましては、この委員会の公開等に関する取扱要領第2条第2項というのがありますので、会議は非公開になります。

そこで、後ろにおられる傍聴の方には御退席を願うことになります。

なお、このようにした場合には、会議を終わった後、私の方から概要を説明するというのが今までの慣行でありましたけれども、今回の案件は調査中でありますので、会議の後に何も申し上げることができません。マスコミの方にはその点御了解をいただきたいと思います。しかるべき時期になりましたら、説明をいたしますので、今日のところは、調査中であるということで御理解をいただきたいと思います。

というわけで、傍聴者の方、すみませんが御退席願います。

(傍聴者退席)

《以下非公開につき概要のみを記載》

安齋談合等調査部会長から談合情報の内容及び部会での調査について説明

談合情報提供日

平成19年8月3日(金)

談合情報提供者

入札改革グループに匿名の電話があった

談合情報があった工事

- ・ 工事名  
予防治山第1901号工事(西迎地区)(工事番号07-064-0178号)
  - ・ 場所  
双葉郡川内村大字上川内地内
  - ・ 発注機関  
相双農林事務所
- 入札日及び入札方法  
平成19年8月6日(月) 指名競争入札  
福島県入札制度等監視委員会の談合等調査部会による調査
- ・ 調査開始月日  
平成19年8月4日(土)
  - ・ 調査対象者  
発注者及び入札参加者